

高齢者や障がい者を経済的虐待から守り、安心して暮らせるための制度

「成年後見制度」を紹介します

その言動や行動、 虐待になっていませんか

高齢者や障がい者の人権を侵害する虐待が問題となっています。

虐待は気付きにくいものです。介護の大変さなどから、無意識に介護が必要な人に強くあたってしまうことがあります。どこの家庭でも起こりうる問題です。自身や周りの人が“気付く”ことが大切です。

今回は、経済的虐待に焦点を当て、高齢者や障がい者の権利を守る1つの手段を紹介します。本人の財産や金銭を無断で使用されることや必要な金銭の使用を制限されることから、高齢者や障がい者を守る「成年後見制度」です。

虐待に当たる行為の一例

身体的虐待

殴る、蹴るなどの暴力

介護・世話の放棄

劣悪な環境で生活させる

心理的虐待

怒鳴る、無視する

性的虐待

わいせつな行為をする・させる

経済的虐待

必要な金銭の使用を不当に制限する

成年後見制度とは

認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な人は、不動産や預貯金などの財産管理や、介護・福祉サービスを利用するための手続や契約が難しい場合があります。また、判断能力が不十分なため、訪問販売や振り込め詐欺などの悪質商法の被害に遭うおそれもあります。このような人を保護・支援する制度です。



成年後見制度には「法定後見制度」と「任意後見制度」があります

「法定後見制度」は、現在すでに認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で、判断能力が十分でない人が対象です。本人の判断能力に応じて、【後見】【保佐】【補助】の3つの類型に分かれます。

一方、「任意後見制度」は、現在は判断能力が十分にある人が、将来、認知症などで判断能力が不十分になった場合に備えて、あらかじめ誰にどのような支援をしてもらうかを契約しておく制度です。

厚生労働省ホームページでは、成年後見制度の種類をわかりやすく動画などで紹介しています。



制度	法定後見制度 (判断能力が不十分な人)			任意後見制度 (現在は判断能力のある人)
	後見	保佐	補助	任意後見制度
利用できる人	日常生活で、判断能力がほとんどない人 	日常生活で、判断能力が著しく不十分な人 	日常生活で判断能力が不十分な人 	現在は判断能力が十分あるが、将来任意後見依頼をしたい人と依頼内容を決めて契約【公正証書】を交わしておく
申立てをする場所	福岡家庭裁判所久留米支部 ☎39-6943			久留米公証役場 ☎32-3307

成年後見制度利用でのよくある質問

Q 成年後見人等の役割は何ですか

成年後見人等は、判断能力が不十分な本人の生活・医療・介護・福祉手続きの代行を行ったり、本人の身のまわりの事柄にも目を配りながら本人を保護・支援します。

具体的には、本人の不動産や預貯金などの財産を管理したり、本人の希望や体の状態、生活の様子などを考慮して、必要な福祉サービスや医療が受けられるよう、介護保険などの契約の締結や医療費の支払などを行ったりします。

Q 成年後見人等には、どのような人が選ばれるのでしょうか

成年後見人等は、「本人のためにどのような保護・支援が必要か」など事情に応じて、家庭裁判所が選任することになります。

また、本人の親族以外にも、第三者(弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職や、法律・福祉に関わる法人)が選ばれる場合もあり、成年後見人等を複数選ぶことも可能です。

Q 成年後見の申立てから開始までどれくらいの期間がかかりますか

審理期間については、個々の事案により異なりますが、多くの場合、申立てから法定後見の開始までの期間は4か月以内となっています。

精神鑑定手続や、成年後見人等の候補者の適格性の調査、本人の意向を確認するために、一定の審理期間を要することになります。

Q 成年後見の申立てをする人がいない場合は、どうすればよいでしょうか

申立てができるのは、本人、配偶者、四親等以内の親族などです。

身近に申立てをする人がいない認知症の高齢者、知的障がい者、精神障がい者の人には、市町村長が法定後見(後見・保佐・補助)の開始審判の申立権を与えられています。

Q 成年後見人は、万が一本人が死亡となった場合、死後の手続きを支援してくれますか

成年被後見人が死亡した場合、成年後見人は原則として法定代理権等の権限を喪失します。

しかし身寄りのない人など、死後事務が困難な場合は、一定の事務は行うことができます。

※不安な人は「死後事務委任契約」を結んでおくと安心です

制度に関する問い合わせはこちらへ

高齢の人は

→長寿支援課地域包括支援係

☎72-2111

(内線456・457)

障がいがある人は

→福祉課障がい者福祉係

☎72-2111

(内線442・446)

